

下野市建築物耐震改修促進計画
《三期計画》
資料編

下 野 市

〔 資料編 〕

内容

資料 1	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	1
資料 2	耐震改修促進法における規制対象一覧	11
資料 3	住宅の耐震化率の推計	12
資料 4	法第 14 条 1 号に規定する特定建築物の現状（多数の者が利用する建築物）	26
資料 5	市有建築物の耐震化率に係る調査	29

資料1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)

改正 平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号

改正 平成28年3月25日 国土交通省告示第529号

改正 平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成二十六年三月中央防災会議決定)において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべき

である。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業

者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法を選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合

を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する

道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南

海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する

道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。

2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成31年1月1日）から施行する。

資料2 耐震改修促進法における規制対象一覧

多数の者が利用する建築物とは下表の「特定既存耐震不適格建築物」のとおりです。

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	※義務付け対象は旧耐震建築物 耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場			—	—		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
ホテル、旅館			—	—		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			—	—		
事務所			—	—		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）					—	—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）		
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

資料3 住宅の耐震化率の推計

平成30年住宅・土地統計調査を活用した推計

(1) 令和2年の住宅耐震化率の推計

前提条件：平成30年住宅・土地統計調査の住宅数 22,610戸（建て方・構造別の合計）

平成30年住宅・土地統計調査

平成30年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計

第8-2表 住宅の建て方(4区分)、構造(5区分)、階数(5区分)別住宅数-全国、都道府県、市区

			住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数
			建物の構造	建物の構造	建物の構造	建物の構造	建物の構造	建物の構造	建物の構造	建物の構造
			0_総数	1_木造	101_木造(防火木造を除く)	102_防火木造	2_非木造	201_鉄筋・鉄骨コンクリート造	202_鉄骨造	203_その他
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
地域区分	住宅の建て方	建物の階数								
2	09216_下野市	0_総数	22,610	15,740	6,970	8,770	6,970	4,950	1,880	40
2	09216_下野市	00_総数	15,120	14,140	6,690	7,450	980	310	630	40
2	09216_下野市	1_一戸建	2,420	2,370	1,800	560	60	30	10	30
2	09216_下野市	1_一戸建	12,700	11,780	4,890	6,880	920	290	620	10
2	09216_下野市	2_長屋建	690	410	180	230	260	40	240	-
2	09216_下野市	2_長屋建	10	10	10	-	-	-	-	-
2	09216_下野市	2_長屋建	680	400	170	230	280	40	240	-
2	09216_下野市	3_共同住宅	6,720	1,160	60	1,100	5,560	4,580	980	-
2	09216_下野市	3_共同住宅	-	-	-	-	-	-	-	-
2	09216_下野市	3_共同住宅	2,980	1,090	60	1,020	1,890	1,000	900	-
2	09216_下野市	3_共同住宅	1,190	70	-	70	1,120	1,030	80	-
2	09216_下野市	3_共同住宅	2,550	-	-	-	2,550	2,550	-	-
2	09216_下野市	3_共同住宅	-	-	-	-	-	-	-	-
2	09216_下野市	4_その他	80	30	30	-	50	10	40	-

本市の世帯数、住宅数、住宅着工数の推移を、それぞれ統計資料より整理します。

①世帯数の推移

(世帯)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
世帯数	21,996	22,296	22,567	22,898	23,282	23,714	23,958	24,402

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

②住宅数の推移

(戸)

	H25	H30
住宅数	21,500	22,610

資料：住宅・土地統計調査

住民基本台帳の世帯数伸び率を用いた推計

下野市住民基本台帳より、平成30年から令和2年の世帯数伸び率を算出します。

令和2年世帯数 (a)	平成30年世帯数 (b)	伸び率 (a/b)
24,402世帯	23,714世帯	1.03

住民基本台帳（各年3月末）

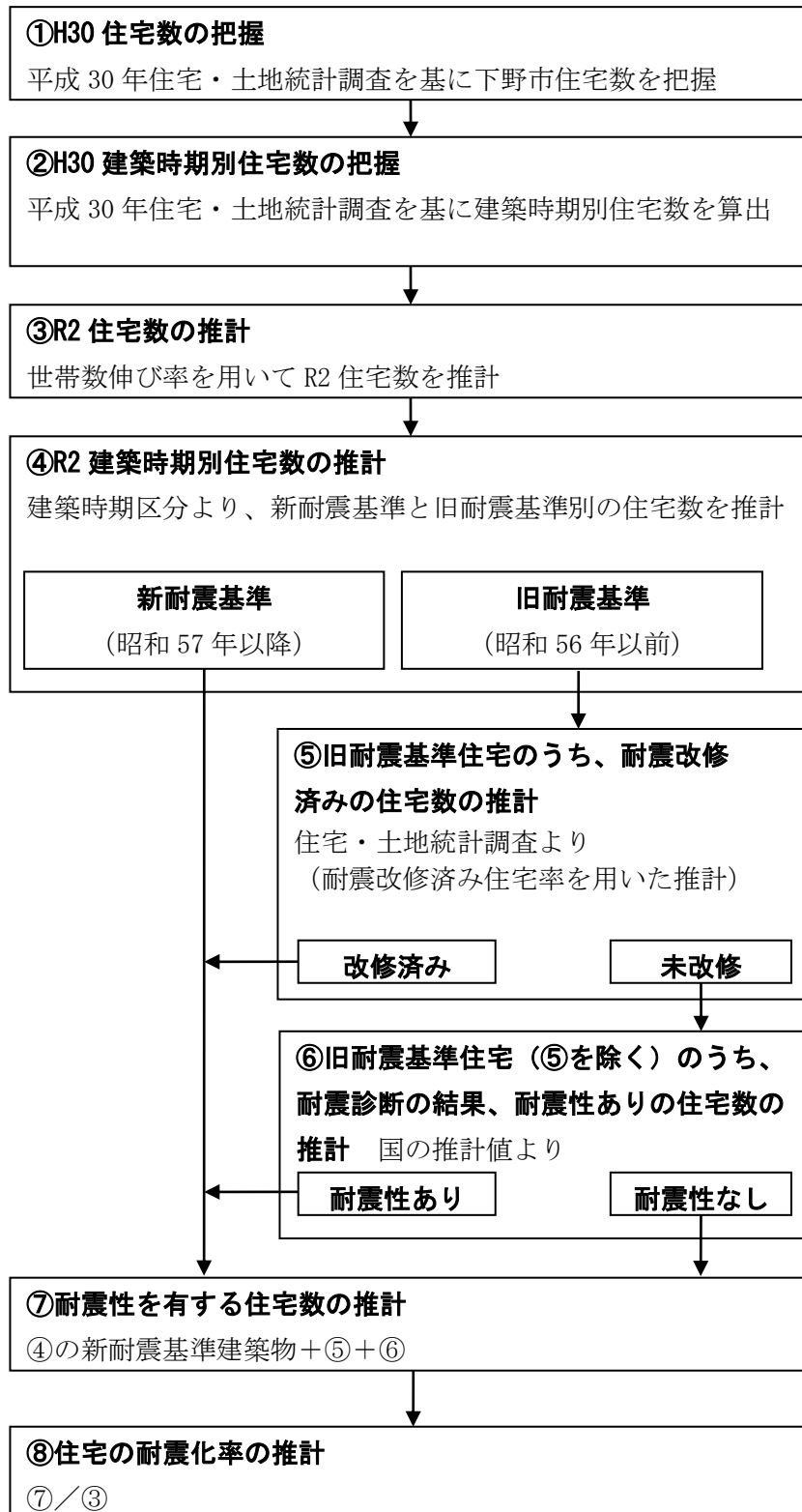
住宅数の伸び率が世帯数と同様に推移していると仮定して、平成30年住宅数に、世帯数の伸び率を乗じて令和2年の住宅数を推計します。

平成30年住宅数 (a)	伸び率 (b)	令和2年住宅数 (a×b)
22,610戸	1.03	23,288戸

(1) 令和2年の住宅耐震化率の推計

平成28年度策定計画と同様に、住宅・土地統計調査結果を用いて推計を行ないます。

◆令和2年住宅の耐震化率推計の流れ



①令和2年住宅数の把握

平成30年住宅・土地統計調査より、本市の住宅数を建て方・構造別に把握します。

(戸)

建て方	構造	H30住宅数
戸建住宅	木造	14,140
	非木造	980
	計	15,120
共同住宅等	木造	1,600
	非木造	5,890
	計	7,490
総数		22,610

②平成30年建築時期別住宅数の把握

平成30年住宅・土地統計調査を用いて、構造別の旧耐震基準住宅率を算出します。

(戸)

構造	H30住宅数 (a)	H30旧耐震基準住宅数 (b)	H30旧耐震基準住宅率 (b/a)
木造	15,740	3,140	19.9%
非木造	6,870	230	3.3%

※平成30年住宅・土地統計調査では、建て方・構造別で建築時期を把握できる統計結果がないため、旧耐震基準住宅の率を用いて推計します。

①で把握した住宅数に旧耐震基準住宅率を乗じて、旧耐震基準住宅数を推計します。

(戸)

建て方	構造	H30住宅数 (a)	H30旧耐震基準住宅率 (b)	H30旧耐震基準住宅数 (a×b)
戸建住宅	木造	14,140	19.9%	2,814
	非木造	980	3.3%	32
	計	15,120		2,846
共同住宅等	木造	1,600	19.9%	318
	非木造	5,890	3.3%	194
	計	7,490		513
総数		22,610		3,359

③令和2年住宅数の推計

令和2年の住宅数は、平成30年から令和2年の世帯数の伸び率と同様に推移すると仮定して推計します。

住民基本台帳による本市の世帯数の伸び率を用いて将来住宅数を推計します。

H30 世帯数 (a)	R2 世帯数 (b)	伸び率 (b/a)
23,714	24,402	1.03

出典：住民基本台帳

この結果を活用して、令和2年住宅数を推計します。

(戸)

建て方	構造	H30 住宅数 (a)	H30-R2 伸び率 (b)	R2 住宅数 (a×b)	
戸建 住宅	木造	14,140	1.03	14,564	
	非木造	980		1,009	
	計	15,120		15,574	
共同 住宅等	木造	1,600		1,648	
	非木造	5,890		6,067	
	計	7,490		7,715	
総 数		22,610			23,288

④令和2年建築時期別住宅数の推計

【旧耐震基準住宅数】

令和2年における旧耐震基準住宅数を推計します。

旧耐震基準住宅のうち、平成30年から令和2年までに滅失または建替えた住宅数を推計することで算出します。ここでは住宅・土地統計調査における旧耐震基準住宅の減少数が、滅失または建替えたものとし、平成25年住宅・土地統計調査*から平成30年住宅・土地統計調査*までに減少した旧耐震基準住宅数から、滅失・建替率を算出します。

(戸)

	H25 (a)	H30 (b)	H20-H25 滅失・建替率 (c) = (a-b) / (a)	1年あたり 滅失・建替率 (c) / 5年
旧耐震基準住宅数	3,610	3,360	6.9%	1.4%

前述の滅失・建替率を用い、建て方別・構造別に旧耐震基準住宅数を算出します。

(戸)

建て方	構造	H30 旧耐震 基準住宅数 (a)	年間 滅失・建替率 (b)	経過年数 (c)	R2 旧耐震 基準住宅数 (a)-(a×b×c)
戸建住宅	木造	2,814	1.4%	2	2,735
	非木造	32			31
	計	2,846			2,767
共同 住宅等	木造	318			309
	非木造	194			189
	計	513			498
総 数		3,359			3,265

【新耐震基準住宅数】

令和2年住宅数から、旧耐震基準住宅数を減じることで、新耐震基準住宅数を推計します。

(戸)

建て方	構造	R2 住宅数 (a)	R2 旧耐震 基準住宅数 (b)	R2 新耐震 基準住宅数 (a-b)
戸建住宅	木造	14,564	2,735	11,829
	非木造	1,009	31	978
	計	15,574	2,767	12,807
共同 住宅等	木造	1,648	309	1,339
	非木造	6,067	189	5,878
	計	7,715	498	7,216
総 数		23,288	3,265	20,023

⑤旧耐震基準住宅のうち、耐震改修済みの住宅数の推計

平成 30 年住宅・土地統計調査を用いて、旧耐震基準住宅のうち、耐震改修済み住宅率を算出し、令和 2 年の耐震改修済み住宅数を推計します。

(戸)

	耐震改修済み住宅数			H30 までに耐震改修済みとされる住宅数 (a+b+c)
	H20 調査 (a)	H25 調査 H21 以降 (b)	H30 調査 H26 以降 (c)	
木造戸建住宅	410	260	180	850
非木造戸建住宅	40	10	0	50

平成 30 年住宅・土地統計調査から 1 年あたりの耐震改修済み住宅数を算出します。

(戸)

	H30 住宅・土地統計調査耐震改修済み住宅数 (a)	統計年度期間 (H26~H30) (b)	1 年あたり耐震改修済み住宅数 (a/b)
木造戸建住宅	180	5	36
非木造戸建住宅	0	5	0

ここまでの結果を用いて、令和 2 年までの耐震改修済み住宅数を算出します。

(戸)

	H30 までに耐震改修済みとされる住宅数 (a)	1 年あたり耐震改修済み住宅数 (b)	H30-R2 に耐震改修済みと推測される住宅数 (c)=(b)×2	R2 までに耐震改修済みと推測される住宅数 (a)+(c)
木造戸建住宅	850	36	72	922
非木造戸建住宅	50	0	0	50
合計	900	36	72	972

⑥旧耐震基準住宅のうち、耐震診断の結果、耐震性ありの住宅数の推計

耐震診断の結果耐震性を有していた割合を、国の推計と同様の数値、戸建住宅で 38.0%、共同住宅で 66.0%を用い（令和 2 年 5 月推計）、旧耐震基準住宅のうち耐震性ありの住宅数を推計します。

(戸)

建て方	構造	旧耐震住宅数 (a)	耐震改修済み住宅数 (b)	耐震性あり率 (c)	耐震性ありと推測される住宅数 (a-b)×c
戸建住宅	木造	2,735	922	38.0%	689
	非木造	31	0	38.0%	12
	計	2,767	922		701
共同住宅等	木造	309	50	66.0%	171
	非木造	189	0	66.0%	125
	計	498	50		296
総数		3,265	972		997

⑦耐震性を有する住宅数の推計

以上を踏まえ、耐震性を有する住宅数を合計すると、次のとおりとなります。

(戸)

建て方	構造	新耐震基準住宅数 (a)	耐震改修済み 住宅数 (b)	耐震性ありと推測 される住宅数 (c)	耐震性を有する 住宅数 (a+b+c)
戸建住宅	木造	11,829	922	689	13,440
	非木造	978	0	12	990
	計	12,807	922	701	14,430
共同 住宅等	木造	1,339	50	171	1,560
	非木造	5,878	0	125	6,002
	計	7,216	50	296	7,562
総 数		20,023	972	997	21,992

⑧令和2年住宅の耐震化率

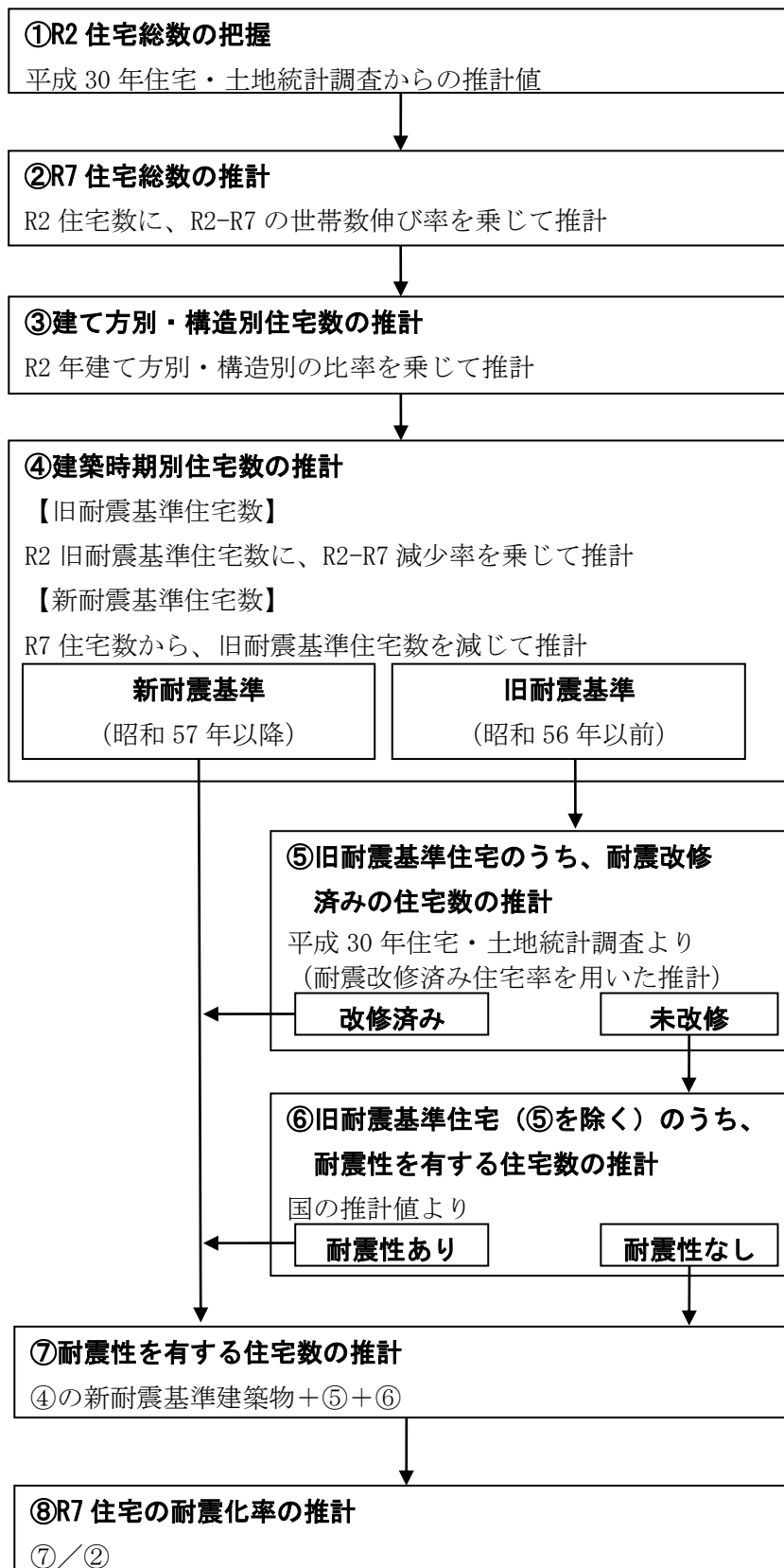
これまでの結果から、令和2年の住宅耐震化率は以下のとおり推計されます。

(戸)

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震 基準住宅 d	住宅 (合計) e=a+d	耐震性を 有する 住宅 f=b+d	耐震化 率 g=f/e
		総 数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
戸建 住宅	木造	2,735	1,611	1,124	11,829	14,564	13,440	92.3%
	非木造	31	12	19	978	1,009	990	98.1%
	小計	2,767	1,623	1,144	12,807	15,574	14,430	92.7%
共同 住宅 等	木造	309	221	88	1,339	1,648	1,560	94.6%
	非木造	189	125	64	5,878	6,067	6,002	98.9%
	小計	498	346	152	7,216	7,715	7,562	98.0%
住宅総数		3,265	1,969	1,296	20,023	23,288	21,992	94.4%

(2) 令和7年の住宅耐震化率の推計

◆R7年の住宅耐震化率推計の流れ



①R2 住宅数の把握

平成 30 年住宅・土地統計調査を用いた推計結果から、本市の令和 2 年の住宅状況は以下のとおりです。

(戸)

建て方	構造	旧耐震基準住宅 (昭和 56 年以前)	新耐震基準住宅 (昭和 57 年以降)	合計
戸建住宅	木造	2,735	11,829	14,564
	非木造	31	978	1,009
	計	2,767	12,807	15,574
共同住宅等	木造	309	1,339	1,648
	非木造	189	5,878	6,067
	計	498	7,216	7,714
総数		3,265	20,023	23,288

②R7 住宅数の推計

令和 7 年の住宅数は、令和 2 年から令和 7 年の世帯数の伸び率と同様に推移すると仮定して推計します。

住民基本台帳による本市の世帯人員の推移と「下野市人口ビジョン」における将来人口（平成 32 年推計人口：59,508 人）を用いて将来世帯数を推計します。

(世帯)

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
人口（人）	60,225	59,961	60,224	60,135	60,081	60,216
世帯数（世帯）	22,757	23,061	23,479	23,847	24,119	24,583
世帯人員（人/世帯）	2.65	2.60	2.57	2.52	2.49	2.45

出典：住民基本台帳

これをもとに、指数回帰曲線を用いて令和 7 年の世帯人員を推計します。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R7
世帯人員	2.65	2.60	2.57	2.52	2.49	2.45	2.27

推計の結果、令和7年の世帯人員は2.27人/世帯となり、「下野市人口ビジョン」における将来人口（令和7年推計人口：58,714人）から、令和7年世帯数は以下のとおり算出されます。

R7 世帯人員 (a)	R7 人口 (b)	R7 世帯数 (b/a)
2.27	58,714	25,865

ここから、令和2年世帯数に対する令和7年世帯数の伸び率を算出します。

R2 世帯数 (a)	R7 世帯数 (b)	伸び率 (b/a)
24,583	25,865	1.05

この結果を活用して、令和7年住宅数を推計します。

R2 住宅数 (a)	伸び率 (b)	R7 住宅数 (a×b)
23,288	1.05	24,452

③建て方別・構造別住宅数の推計

令和7年においても、構造別住宅の割合は令和2年と同様に推移するものとし、令和7年の住宅数に令和2年の構造別住宅の割合を乗じて推計します。

(戸)

建て方	R2 住宅数 (a)	比率 (b)	R7 住宅数 (c)	R7 建て方別 住宅数 (c)×(b)
戸建住宅	15,574	66.9%	24,452	16,352
共同住宅等	7,714	33.1%		8,100
総数	23,288	100.0%		24,452

次に、令和7年における構造別の戸建住宅および共同住宅の戸数を推計します。

建て方別住宅の割合も令和2年と同様に推移するものとし、令和2年の構造別（木造・非木造）住宅数に対する戸建住宅および共同住宅の割合を用いて推計します。

(戸)

建て方	構造	R2 住宅数 (a)	比率 (b)	R7 建て方別 住宅数 (c)	R7 構造別・ 建て方別住宅数 (c)×(b)
戸建 住宅	木造	14,564	93.5%	16,352	15,292
	非木造	1,009	6.5%		1,059
	計	15,574	100.0%		16,352
共同 住宅等	木造	1,648	21.4%	8,100	1,730
	非木造	6,067	78.6%		6,371
	計	7,714	100.0%		8,100

④建築時期別住宅数の推計

【旧耐震基準住宅数】

令和7年における旧耐震基準住宅数を推計します。

旧耐震基準住宅のうち、令和2年から令和7年までに滅失または建替えた住宅数を推計することで算出します。ここでは住宅・土地統計調査における旧耐震基準住宅の減少数が、滅失または建替えたものとし、平成25年住宅・土地統計調査から平成30年住宅・土地統計調査までに減少した旧耐震基準住宅数から、建替率を算出します。

(戸)

	H25 (a)	H30 (b)	H30-H25 滅失・建替率 (c) = (a-b)/(a)	1年あたり 滅失・建替率 (c)/5年
旧耐震基準住宅数	3,610	3,360	6.9%	1.4%

上記の滅失・建替率を用い、建て方別・構造別に旧耐震基準住宅数を算出します。

(戸)

建て方	構造	R2旧耐震 基準住宅数 (a)	年間 滅失・建替率 (b)	経過年数 (c)	R7旧耐震 基準住宅数 (a)-(a×b×c)
戸建住宅	木造	2,735	1.4%	5	2,544
	非木造	31			29
	計	2,767			2,573
共同 住宅等	木造	309			287
	非木造	189			176
	計	498			463
総数		3,265			3,036

【新耐震基準住宅数】

令和7年住宅数から、旧耐震基準住宅数を減じることで、新耐震基準住宅数を推計します。

(戸)

建て方	構造	R7住宅数 (a)	R7旧耐震 基準住宅数 (b)	R7新耐震 基準住宅数 (a-b)
戸建住宅	木造	15,292	2,544	12,748
	非木造	1,059	29	1,030
	計	16,352	2,573	13,779
共同 住宅等	木造	1,730	287	1,443
	非木造	6,371	176	6,195
	計	8,100	463	7,637
総数		24,452	3,036	21,416

⑤旧耐震基準住宅のうち、耐震改修済みの住宅数の推計

平成 30 年住宅・土地統計調査*から、1 年あたりの耐震改修済み住宅率を算出します。

(戸)

建て方	構造	H30 耐震改修 済み住宅率 (a)	調査期間 (b)	1 年あたり 耐震改修 済み住宅率 (a/b)
戸建住宅	木造	1.32%	5	0.26%
	非木造	0.00%		0.00%
共同 住宅等	木造	0.00%		0.00%
	非木造	0.00%		0.00%

この結果を用いて、令和 2 年から令和 7 年までの耐震改修済み住宅数を推計し、さらに令和 2 年までの耐震改修済み住宅数を加算することで、令和 7 年の耐震改修済み住宅数を算出します。

(戸)

建て方	構造	R7 住宅数 (a)	1 年あたり 耐震改修 済み住宅率 (b)	R2-R7 経過年数 (c)	R2-R7 耐震 改修済み 住宅数(d)= (a×(b×c))	R2 までの 耐震改修 済み住宅数 (e)	R7 耐震改修 済み住宅数 (d+e)
戸建 住宅	木造	15,292	0.26%	5	199	922	1,121
	非木造	1,059	0.00%		0	50	50
	計	16,352			199	972	1,171
共同 住宅等	木造	1,730	0.00%		0	0	0
	非木造	6,371	0.00%		0	0	0
	計	8,100			0	0	0
総 数		24,452			199	972	1,171

⑥旧耐震基準住宅のうち、耐震性ありの住宅数の推計

国の推計では、耐震診断の結果、耐震性を有していた割合を、戸建住宅で38.0%、共同住宅で66.0%としています。これを活用して、旧耐震基準住宅のうち、耐震性ありの住宅数を推計します。

(戸)

建て方	構造	旧耐震基準住宅 (a)	耐震改修済み住宅数 (b)	耐震性あり率 (c)	耐震性ありと推測される住宅数 ((a-b) × c)
戸建住宅	木造	2,544	1,121	38.0%	541
	非木造	29	29	38.0%	0
	計	2,573	1,150		541
共同住宅等	木造	287	0	66.0%	190
	非木造	176	0	66.0%	116
	計	463	0		306
総数		3,036	1,150		846

⑦耐震性を有する住宅数の推計

以上踏まえ、耐震性を有する住宅数を合計すると、次のとおりとなります。

(戸)

建て方	構造	④ 新耐震基準住宅 (a)	⑤ 耐震改修済み住宅数 (b)	⑥ 耐震性ありと推測される住宅数 (c)	耐震性を有する住宅数計 (a+b+c)
戸建住宅	木造	12,748	1,121	541	14,410
	非木造	1,030	29	0	1,059
	計	13,779	1,150	541	15,470
共同住宅等	木造	1,443	0	190	1,633
	非木造	6,195	0	116	6,311
	計	7,637	0	306	7,943
総数		21,416	1,150	846	23,412

⑧令和7年住宅の耐震化率の推計

これまでの結果から、令和7年の住宅耐震化率は以下のとおり推計されます。

(戸)

建て方	構造	旧耐震基準住宅			新耐震 基準住宅 d	住宅 (合計) e=a+d	耐震性を 有する 住宅 f=b+d	耐震化 率 g=f/e
		総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
戸建 住宅	木造	2,544	1,662	882	12,748	15,292	14,410	94.2%
	非木造	29	29	0	1,030	1,059	1,059	100.0%
	小計	2,573	1,691	882	13,779	16,352	15,470	94.6%
共同 住宅 等	木造	287	190	97	1,443	1,730	1,633	94.4%
	非木造	176	116	60	6,195	6,371	6,311	99.1%
	小計	463	306	157	7,637	8,100	7,943	98.1%
住宅総数		3,036	1,996	1,040	21,416	24,452	23,412	95.7%

資料4 法第14条1号に規定する特定建築物の現状（多数の者が利用する建築物）

県及び市が令和2(2020)年度に行った調査によると、本市の多数の者が利用する建築物は130棟となります。昭和56年6月以降に新耐震基準で建築された建築物は95棟、昭和56年5月以前に建築された建築物は35棟で、そのうち耐震性を有する建築物は33棟となります。

以上から、耐震性を満たす建築物は128棟で、耐震化率は98.5%となります。

表 多数の者が利用する建築物の状況

分類	1.防災上重要な建築物		2.利用者の滞在時間が長い建築物		3.不特定多数者利用建築物		4.特定多数者利用建築物		合計	
	用途		用途		用途		用途			
種別	小計		小計		小計		小計		小計	
	民有	市有	民有	市有	民有	市有	民有	市有	民有	市有
総数	51		50		8		21		130	
	17	34	50	0	2	6	21	0	90	40
新耐震基準建築物	36		41		5		13		95	
	16	20	41	0	1	4	13	0	71	24
旧耐震基準建築物	15		9		3		8		35	
	1	14	9	0	1	2	8	0	19	16
耐震性有り	15		9		2		7		33	
	1	14	9	0	0	2	7	0	17	16
耐震性無し	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耐震性未確認	0		0		1		1		2	
	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
耐震性を満たす建築物	51		50		7		20		128	
	17	34	50	0	1	6	20	0	88	40
耐震化率(%)	100.0%		100.0%		87.5%		95.2%		98.5%	
	100.0%	100.0%	100.0%	-	50.0%	100.0%	95.2%	-	97.8%	100.0%

出典：令和2年度栃木県特定建築物台帳、令和2年度末下野市調べ

表【旧耐震基準】多数の者が利用する建築物リスト(市有建築物)

番号	建築物名称	所在地	具体的用途	構造	延床面積	地上階数	地下階数	建築年	耐震診断	改修実施	耐震性
1. 防災上重要な建築物											
1	薬師寺小学校	薬師寺 1412	校舎・園舎	RC	1,325	3	0	S41.12	済	済	有
2	薬師寺小学校	薬師寺 1412	校舎・園舎	RC	1,403	3	0	S51.4	済	済	有
3	吉田東小学校	中川島 7	校舎・園舎	RC	1,075	3	0	S44.3	済	済	有
4	石橋小学校	花の木一丁目 4	校舎・園舎	RC	2,028	3	0	S48.2	済	済	有
5	石橋小学校	花の木一丁目 4	校舎・園舎	RC	1,977	3	0	S50.2	済	済	有
6	石橋北小学校	上古山 1932	校舎・園舎	RC	3,156	3	0	S56.3	済	済	有
7	古山小学校	下古山 612	校舎・園舎	RC	3,010	4	0	S45.3	済	済	有
8	古山小学校	下古山 612	校舎・園舎	RC	1,047	2	0	S52.3	済	済	有
9	細谷小学校	細谷 693	校舎・園舎	RC	1,226	3	0	S51.2	済	済	有
10	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	校舎・園舎	RC	1,342	3	0	S41.11	済	済	有
11	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	校舎・園舎	RC	1,023	2	0	S47.1	済	済	有
12	国分寺東小学校	柴 897	校舎・園舎	RC	1,972	2	0	S56.3	済	済	有
13	国分寺東小学校	柴 897	校舎・園舎	RC	2,475	3	0	S56.3	済	済	有
14	国分寺中学校	小金井四丁目 1-8	校舎・園舎	RC	4,629	4	0	S54.5	済	済	有
2. 利用者の滞在時間が長い建築物(該当無し)											
3. 不特定多数者利用建築物											
15	南河内体育センター	仁良川 1141	体育館	RC	1753	2	0	S55.3	済	済	有
16	石橋体育センター	大松山一丁目 7-3	体育館	RC	2115	2	0	S55.3	済	済	有
4. 特定多数者利用建築物(該当無し)											

表【新耐震基準】多数の者が利用する建築物リスト(市有建築物)

番号	建築物名称	所在地	具体的用途	構造	延床面積	地上階数	地下階数	建築年
1. 防災上重要な建築物								
1	下野市役所	笹原 26	庁舎	RC	9,742	4	0	H28.1
2	吉田東小学校	中川島 7	校舎・園舎	RC	1,150	2	0	S63.3
3	吉田西小学校	下坪山 959	校舎・園舎	RC	1,117	3	0	S59.2
4	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	事務所	RC	1,298	2	0	S63.3
5	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	校舎・園舎	RC	2,033	3	0	S63.3
6	緑小学校	緑三丁目 16-1	校舎・園舎	RC	3,375	3	0	H7.3
7	緑小学校	緑三丁目 16-1	校舎・園舎	RC	1,846	2	0	H7.3
8	石橋小学校	花の木一丁目 4	体育館	S	1,243	2	0	H26.2
9	石橋北小学校	上古山 1932	体育館	S	1,012	2	0	S56.11
10	古山小学校	下古山 1-9	体育館	S	1,225	2	0	H26.2
11	国分寺西小学校	川中子 3278	校舎・園舎	RC	1,361	2	0	H2.3
12	南河内中学校	薬師寺 986	校舎・園舎	RC	4,996	3	0	H1.8
13	南河内中学校	薬師寺 986	事務所	S	1,139	2	0	H2.5
14	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	校舎・園舎	RC	3,750	3	0	H6.3
15	石橋中学校	石橋 1130	校舎・園舎	RC	2,371	4	0	H6.3
16	石橋中学校	石橋 1130	校舎・園舎	RC	2,503	4	0	H6.3
17	石橋中学校	石橋 1130	校舎・園舎	RC	1,788	4	0	H6.3
18	石橋中学校	石橋 1130	校舎・園舎	RC	2,514	4	0	H6.3
19	石橋中学校	石橋 1130	体育館	RC	1,831	2	0	H6.3
20	国分寺中学校	小金井四丁目 1-8	体育館	RC	2,041	2	0	S60.2
2. 利用者の滞在時間が長い建築物(該当無し)								
3. 不特定多数者利用建築物								
21	下野市石橋武道館	上大領 141	体育館	S	1,148	1	0	H8.3
22	下野市国分寺 B&G 海洋センター	小金井 272-2	体育館	その他	1,102	1	0	S58.3
23	保健福祉センターきらら館	下古山 1220	保健室等	RC	4,200	3	0	H12.4
24	グリムの館	下古山 747	集会所	RC	1,366	3	0	H8.6
4. 特定多数者利用建築物(該当無し)								

資料5 市有建築物の耐震化率に係る調査

本市で実施した調査によると、令和2年度の市有建築物の耐震化の状況は次のとおりです。

令和2年度の市有建築物の耐震化率は97.6%であり、国や県の目標値である95%を既に達成しています。今後も、耐震性が不足している建築物について、財政事情等を十分考慮しつつ計画的な耐震化を進め、令和7年度までにすべての建築物が耐震性を満たすことを目標とします。

表 市有建築物の耐震化の状況

種別		全棟数	新耐震	旧耐震	うち耐震性あり	耐震性あり	耐震化率
災害対策拠点施設	庁舎等	1	1	0	0	1	100.0%
避難収容施設	校舎、公民館、体育館等	106	73	33	31	104	98.1%
避難弱者収容(社会福祉)施設	福祉施設、保育園等	16	14	2	2	16	100.0%
不特定多数の人が集まる施設	図書館、展示施設等	16	16	0	0	16	100.0%
比較的滞在時間が長い施設	事務所、作業施設等	1	0	1	0	0	0.0%
その他施設	車庫、倉庫、機械室等	26	19	7	6	25	96.2%
合計		166	123	43	39	162	97.6%

出典：令和2年度末市調べ

※前回計画と同様に、延べ床面積200㎡以上の建築物全てを対象とします。

表【旧耐震基準】市有建築物リスト

番号	対象施設	所在地	延床面積	竣工年月	主要構造	耐震診断	耐震改修	耐震性
1. 災害対策拠点施設(該当無し)								
2. 避難収容施設								
1	南河内体育センター	仁良川 1141	1,753	S55.3	RC	実施済	実施済	有
2	南河内武道館	仁良川 1141	270	S54	S	未実施	未実施	無
3	下野市石橋体育センター	大松山一丁目 7-3	2,115	S53.3	RC	実施済	実施済	有
4	国分寺聖武館	国分寺 628-2	909	S52	S	実施済	実施済	有
5	国分寺武道館	駅東七丁目 3-3	509	S50.9	S	実施済	未実施	無
6	スポーツ交流館	大松山一丁目 7-3	743	S54.3	RC	実施済	実施済	有
7	薬師寺小学校	薬師寺 1412	1,325	S41.12	RC	実施済	実施済	有
8	薬師寺小学校	薬師寺 1412	1,403	S51.4	RC	実施済	実施済	有
9	薬師寺小学校	薬師寺 1412	928	S51.4	RC	実施済	実施済	有
10	吉田東小学校	中川島 7	1,075	S44.3	RC	実施済	実施済	有
11	吉田西小学校	下坪山 959	873	S43.3	RC	実施済	実施済	有
12	石橋小学校	花の木一丁目 4	2,028	S48.2	RC	実施済	実施済	有
13	石橋小学校	花の木一丁目 4	1,977	S50.2	RC	実施済	実施済	有
28	石橋小学校	花の木一丁目 4	1,835	S49.3	RC	実施済	実施済	有
14	石橋北小学校	上古山 1932	3,156	S56.3	RC	実施済	実施済	有
15	古山小学校	下古山 612	3,010	S45.3	RC	実施済	実施済	有
16	古山小学校	下古山 612	1,047	S52.3	RC	実施済	実施済	有
17	細谷小学校	細谷 693	1,226	S51.2	RC	実施済	実施済	有
18	細谷小学校	細谷 693	573	S51.2	S	実施済	実施済	有
19	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	816	S41.3	RC	実施済	実施済	有
20	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	1,342	S41.11	RC	実施済	実施済	有
21	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	586	S43.3	RC	実施済	実施済	有
22	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	931	S46.3	RC	実施済	実施済	有
23	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	1,023	S47.1	RC	実施済	実施済	有
24	国分寺西小学校	川中子 3278	676	S50.3	RC	実施済	実施済	有
25	国分寺東小学校	柴 897	1,972	S56.3	RC	実施済	実施済	有
26	国分寺東小学校	柴 897	2,475	S56.3	RC	実施済	実施済	有
27	国分寺東小学校	柴 897	209	S56.3	RC	未実施	未実施	有
29	国分寺中学校	小金井四丁目 1-8	4,629	S54.5	RC	実施済	実施済	有
30	南河内公民館	田中 681-1	1,951	S54.3	RC	実施済	未実施	有
31	石橋公民館	石橋 415	709	S52.3	RC	実施済	実施済	有
32	石橋公民館	石橋 415	500	S41.5	RC	実施済	未実施	有
33	国分寺公民館	小金井 1127	1,914	S55.7	RC	実施済	未実施	有

3. 避難弱者収容(社会福祉)施設								
34	しば保育園	駅東六丁目 10-3	536	S49.3	S	実施済	実施済	有
35	国分寺東児童館(なかよし館)	駅東七丁目 4	495	S56.3	RC	実施済	未実施	有
4. 不特定多数の人が集まる施設(該当無し)								
5. 比較的滞在時間が長い施設								
36	やすらぎ荘	小金井 1190-1	257	S45.3	W	未実施	未実施	無
6. その他施設								
37	下野市小金井駅東自転車駐車場	駅東三丁目 4-17	848	不明	S	未実施	未実施	有
38	下野市自治医大駅東自転車駐車場	医大前四丁目 4-1	1,312	不明	S	未実施	未実施	有
39	下野市水道庁舎(南河内第1配水場)	薬師寺 1949	649	S47.4	S	未実施	未実施	無
40	石橋第1配水場	石橋 677	489	S48.3	RC	実施済	実施済	有
41	石橋第1配水場	石橋 677-8	468	S48.3	RC	実施済	実施済	有
42	国分寺第1配水場	小金井 1188-1	240	S46.4	S	実施済	未実施	有
43	国分寺第1配水場	小金井 1188-1	218	S47.3	その他	実施済	未実施	有

表【新耐震基準】市有建築物リスト

番号	対象施設	所在地	延床面積	竣工年月	主要構造
1. 災害対策拠点施設					
1	下野市役所	笹原 26	9,742	H28.1	RC
2. 避難収容施設					
2	大松山運動公園	大松山一丁目 7-3	260	S60.6	RC
3	大松山運動公園	大松山一丁目 7-3	28,500	R2.3.13	RC
4	大松山運動公園	大松山一丁目 7-3	1,027	R2.3.13	RC
5	南河内東体育館	本吉田 782-2	741	S57.2	その他
6	石橋武道館	上大領 141	1,148	H8.3	S
7	石橋弓道場	上大領 145-2	330	H14.1	W
8	国分寺B&G海洋センター	小金井 272-2	1,102	S58.3	その他
9	国分寺静思館	川中子 832	213	S61.10	W
10	薬師寺小学校	薬師寺 1412	263	H18.3	RC
11	薬師寺小学校	薬師寺 1412	1,008	H14.1	S
12	吉田東小学校	中川島 7	1,150	S63.3	RC
13	吉田東小学校	中川島 7	363	H7.2	RC
14	吉田東小学校	中川島 7	913	H12.3	S
15	吉田西小学校	下坪山 959	1,117	S59.2	RC

16	吉田西小学校	下坪山 959	300	H4.3	RC
17	吉田西小学校	下坪山 959	929	H10.6	S
18	吉田西小学校	下坪山 959	200	H10.6	S
19	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	1,298	S63.3	RC
20	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	2,033	S63.3	RC
21	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	944	S63.3	S
22	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	208	S63.3	S
23	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	930	H4.3	RC
24	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	866	H4.3	RC
25	祇園小学校	祇園二丁目 21-3	712	H4.3	RC
26	緑小学校	緑三丁目 16-1	3,375	H7.3	RC
27	緑小学校	緑三丁目 16-1	1,846	H7.3	RC
28	緑小学校	緑三丁目 16-1	919	H7.3	RC
29	緑小学校	緑三丁目 16-1	379	H7.3	RC
30	緑小学校	緑三丁目 16-1	209	H7.3	RC
31	石橋小学校	花の木一丁目 4	398	H25.2	RC
32	石橋小学校	花の木一丁目 4	1,378	H26.2	S
33	古山小学校	下古山 1-9	1,225	H26.2	S
34	古山小学校	下古山 1-9	405	H27.3	RC
35	細谷小学校	細谷 693	437	H14.2	S
36	石橋北小学校	上古山 1932	1,012	S56.11	S
37	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	819	S58.3	S
38	国分寺小学校	小金井四丁目 2-3	278	S58.3	S
39	国分寺西小学校	川中子 3278	821	S60.1	S
40	国分寺西小学校	川中子 3278	1,361	H2.3	RC
41	国分寺西小学校	川中子 3278	230	H2.3	S
42	国分寺東小学校	柴 897	892	S58.3	S
43	南河内中学校	薬師寺 986	4,996	H1.8	RC
44	南河内中学校	薬師寺 986	250	H1.8	RC
45	南河内中学校	薬師寺 986	1,139	H2.5	S
46	南河内中学校	薬師寺 986	216	H1.8	S
47	南河内中学校	薬師寺 986	355	H2.5	S
48	南河内中学校	薬師寺 986	451	H2.5	S
49	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	3,750	H6.3	RC
50	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	817	H6.3	RC
51	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	356	H6.3	RC
52	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	360	H6.3	RC
53	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	936	H6.3	RC
54	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	281	H6.3	RC

55	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	981	H6.3	RC
56	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	312	H6.3	RC
57	南河内第二中学校	祇園四丁目 16-3	534	H6.3	RC
58	石橋中学校	石橋 1130	2,371	H6.3	RC
59	石橋中学校	石橋 1130	2,503	H6.3	RC
60	石橋中学校	石橋 1130	1,788	H6.3	RC
61	石橋中学校	石橋 1130	2,514	H6.3	RC
62	石橋中学校	石橋 1130	2,476	H6.3	RC
63	石橋中学校	石橋 1130	227	H6.3	RC
64	石橋中学校	石橋 1130	738	H6.3	RC
65	石橋中学校	石橋 1130	456	H6.3	RC
66	石橋中学校	石橋 1130	1,831	H6.3	RC
67	石橋中学校	石橋 1130	251	H6.3	RC
68	石橋中学校	石橋 1130	520	H8.3	S
69	石橋中学校	石橋 1130	206	H8.3	S
70	石橋中学校	石橋 1130	206	H8.3	S
71	国分寺中学校	小金井四丁目 1-8	2,041	S60.2	RC
72	国分寺中学校	小金井四丁目 1-8	230	S60.2	RC
73	国分寺中学校	小金井四丁目 1-8	328	H5.2	S
74	南河内東公民館	本吉田 783	1,233	H6.8	RC
3. 避難弱者収容(社会福祉)施設					
75	薬師寺保育園	薬師寺 2362-5	448	H6.2	S
76	吉田保育園	本吉田 783-1	389	H8.2	W
77	グリム保育園	下長田 69	1,485	H10.3	RC
78	こがねい保育園	小金井 1249-1	782	H11.4	W
79	南河内児童館(なかよし館)	緑三丁目 5-3	624	H11.3	RC
80	国分寺駅西児童館(ともだち館)	小金井五丁目 22-1	366	H3.3	RC
81	古山小第2学童保育室	下古山三丁目 1-3	217	H27.1	S
82	国分寺東小学童保育室	柴 897	200	H29.2.20	W
83	保健福祉センターきらら館	下古山 1220	4,200	H12.4	RC
84	保健福祉センターゆうゆう館	小金井 789	4,173	H15.3	RC
85	高齢者生きがい作業所	小金井 789	205	H15.3	RC
86	保健福祉センターふれあい館	三王山 698-5	3,995	H9.2	RC
87	下野市こども通園センターけやき	駅東三丁目 1-19	440	S59.3	RC
88	下野市生涯学習情報センター	緑三丁目 5-1	835	H5.1	RC
4. 不特定多数の人が集まる施設					
89	仁良川コミュニティセンター	仁良川 1468	537	H1	RC
90	コミュニティセンター友愛館	柴 1019-1	603	H19.3	S
91	グリーンタウンコミュニティセンター	緑三丁目 5-4	683	H7	S

92	薬師寺コミュニティセンター	薬師寺 1387-25	731	H28.3	S
93	レストハウスしもつけ	国分寺 993-1	245	S58.3	W
94	市民農園	薬師寺 2850-2	273	H15.4	W
95	ふれあいセンター(農村環境改善センター)	下長田 146	549	H11.3	RC
96	南河内農産物加工センター	磯部 464	352	H8.1	S
97	石橋地区都市農村交流施設・ゆうがおパーク	中大領 687	758	H30.3.9	W
98	下野薬師寺史跡	薬師寺 1636	397	H13.3	RC
99	南河内図書館	田中 681-1	1,485	S61.9	RC
100	石橋図書館	大松山一丁目 7-3	1,489	S63.3	RC
101	国分寺図書館	駅東三丁目 1-19	1,158	S59.3	RC
102	グリムの館	下古山 747	1,366	H8.6	RC
103	しもつけ風土記の丘資料館	国分寺 993	1,036	S60.3	RC/S
104	道の駅	薬師寺 3720-1	2,000	H22.12	S
5. 比較的滞在時間が長い施設(該当無し)					
6. その他施設					
105	吉田西地区クリーンセンター	仁良川 676-1	231	H11.7	RC
106	吉田東地区クリーンセンター	本吉田 531-1	301	H9.4	RC
107	姿川西部地区クリーンセンター	国分寺 103-4	246	H7.6	RC
108	国分寺学校給食センター	小金井 1210-1	1,510	H18.9	RC
109	保健福祉センターゆうゆう館(倉庫・物置)	小金井 789	334	H15.3	S
110	保健福祉センターふれあい館(車庫)	三王山 698-5	266	H9.2	S
111	下野市役所南河内庁舎(車庫)	田中 681-1	619	S61.2	S
112	下野市役所(車庫)	笹原 26	1,050	H28.1	S
113	石橋駅自転車駐車場	石橋 214-8	1,647	H3.4	S
114	小金井駅東自転車駐車場	駅東三丁目 4-17	848	H5.4.1	S
115	自治医大駅東自転車駐車場	医大前四丁目 4-1	1,312	H9.4.1	S
116	下野市水道庁舎(南河内第1配水場)	薬師寺 1949	1,440	S62.3	RC
117	下野市水道庁舎(南河内第1配水場)	薬師寺 1949	779	S61.3	RC
118	南河内第2配水場	三王山 699-1	251	H4.4	RC
119	石橋第1配水場	石橋 677-8	408	H14.4	RC
120	国分寺第1配水場	小金井 1188-1	864	S61.3	S
121	国分寺第1配水場	小金井 1188-1	314	S60.3	RC
122	国分寺第1配水場	小金井 1188-1	314	H5.2	RC
123	国分寺第1配水場	小金井 1188-1	256	H4.4	RC